

山口県報

平成25年
3月1日
(金曜日)

目 次

選挙告示
政治団体の収支に関する報告書の要旨に関する告示の一部訂正(三件)……………一



山口県選挙管理委員会告示第二十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により政治団体から提出された収支に関する報告書について、自由民主党山口県第四選挙区支部から訂正の報告があつたので、政治団体の収支に関する報告書の要旨に関する告示(平成二十二年山口県選挙管理委員会告示第八十四号)の一部を別冊のとおり訂正する。

平成二十五年三月一日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

山口県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により政治団体から提出された収支に関する報告書について、自由民主党山口県第四選挙区支部から訂正の報告があつたので、政治団体の収支に関する報告書の要旨に関する告示(平成二十三年山口県選挙管理委員会告示第八十二号)の一部を別冊のとおり訂正する。

平成二十五年三月一日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

山口県選挙管理委員会告示第二十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により政治団体から提出された収支に関する報告書について、自由民主党山口県第四選挙区支部から訂正の報告があつたので、政治団体の収支に関する報告書の要旨に関する告示(平成二十四年山口県選挙管理委員会告示第六号)の一部を別冊のとおり訂正する。

平成二十五年三月一日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

平成二十五年三月一日
発行

発行
行人所

山口県知事
山